



2026年5月13日

各 位

会社名 三菱製鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 山口 淳  
(コード番号 5632 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員広報・IR部長 倉内 拓哉  
(TEL. 03-3536-3118)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月19日開催予定の第102回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、本年2月26日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、「取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした議論の一層の充実」「取締役会の監督機能の強化」「意思決定の迅速化および客観性・透明性の向上」の効果を発揮することを目的に、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに関連して、以下の事項を変更するものです。

- ① 監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設
- ② 監査役会及び及び監査役に関する規定の削除
- ③ 重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設

##### (2) その他に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理等所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月19日(予定)  
定款変更の効力発生日 2026年6月19日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>第1条 ～ 第4条 (条文省略)</p>	<p>第1条 ～ 第4条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第5条 ～ 第8条 (条文省略)</p>	<p>第5条 ～ 第8条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規則)</p>
<p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>单元未満株式の買取り</u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、<u>法令又は本定款に定めるもの</u>のほか取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>单元未満株式の買取り</u>その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、<u>法令又は本定款に定めるもの</u>のほか取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第10条 ～ 第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 ～ 第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条 ～ 第17条 (条文省略)</p>	<p>第12条 ～ 第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(定 員)</p>	<p>(定 員)</p>
<p>第19条 本会社に取締役10名以内を置く。 (新 設)</p>	<p>第19条 本会社に取締役14名以内を置く。 ② 前項の取締役のうち、<u>監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>
<p>(選 任)</p>	<p>(選 任)</p>
<p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と<u>監査等委員である取締役とを区別して選任する。</u></p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び取締役会長)</p>	<p>(代表取締役及び取締役会長)</p>
<p>第22条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p>	<p>第22条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)  (新 設)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。  ② (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ② (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。</p>
<p>第28条 ~ 第29条 (条文省略)  第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第29条 ~ 第30条 (現行どおり)  (削 除)</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置) 第30条 本会社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(定 員) 第31条 本会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選 任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第36条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。</p> <p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 本会社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の権限)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第34条 監査等委員会は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査等委員会の職務の執行に関する事項を決定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第36条 監査等委員会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。</p>

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条 ~ 第42条 (条文省略)	第37条 ~ 第39条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第43条 ~ 第46条 (条文省略)	第40条 ~ 第43条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 本会社は、2026年6月開催の定時株主総会 <u>終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第1項の定めるところによる。</u>
	第2条 2026年6月開催の定時株主総会終結前の監 <u>査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u>
(定款条文中の読点を全て、現行の「，」から「、」に変更する。)	

以 上